

令和5年7月14日

世田谷区長 保坂 展人 様

大成建設株式会社
代表取締役社長 相川 善郎

世田谷区本庁舎等整備工事 工程遅延に係る経緯等報告書（2・3期工事）

本工事につきましては、令和5年5月24日付「世田谷区本庁舎等整備工事における1期工事完成日の再延伸について」にて、8ヵ月の工期延伸をお願いしましたことを改めてお詫びいたします。

また、2・3期工事につきましても検証の結果、下記の通り工期の延伸を申し出ることとなりました。世田谷区様をはじめ、ご関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを重ねてお詫び申し上げます。

今後、全社をあげてプロジェクト管理体制等を強化し、今回延伸をお願いする工期を遵守すべく、取り組んで参ります。引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

下記にて、「1期工事の工程遅延に関する『DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会（以下、「特別委員会」と記載いたします。）』のご指摘」と「2・3期工事の工程検証結果」についてご報告させていただきます。

記

1. 1期工事の工程遅延に関する特別委員会のご指摘について

まず、2・3期工事の工程検証結果のご報告に先立ち、同年6月21日の特別委員会でご指摘頂いた内容につきましてご報告させていただきます。

① 今後の物価変動に関する協力会社への対応について

今般の工期延伸に伴う物価変動について、世田谷区様と弊社との物価変動協議に関わらず、協力会社の施工時期等に応じて協力会社へのしわ寄せを生じさせることがないよう適切に対応して参ります。

② 社内の体制等について

今後は後述の通り、全社をあげたプロジェクト管理体制等の強化を図り、支店長が本工事のバックアップの先頭に立って取り組んで参ります。

③ 第三者による検証について

工期延伸の原因は、入手時の工程検証不足、着工後の詳細な工程検証不足、更には、本社・支店の関与・フォロー不足にあると考えております。

特別委員会でのご指摘のとおり本社・支店のバックアップが不十分であったことを反省し、今後、作業所の組織体制・人員配置の見直し、本社・支店によるバックアップ

体制を強化して参ります。現在、外部の有識者による運用状況や更なる改善の必要性についてのモニタリングなどを実施すべく人選を進めております。決定次第、世田谷区様にご報告させていただきます。

④ 工期延伸による損害について

今般の工期延伸により区民の皆様にご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、工期延伸に伴い世田谷区様に生じる損害等については真摯に対応いたします。

2. 2・3期工事の工程検証結果のご報告

検証の結果、2期工事を32ヶ月、3期工事を33ヶ月とする工期延伸（令和3年5月契約時点の工事期間はそれぞれ25.5ヶ月と25.0ヶ月）を改めてお願いせざるを得ないことが判明いたしました。

(1) 2・3期工事に関する工程検証の概略

① 工程検証の経緯

令和5年4月より実施した1期工事の工程検証以降、本社・支店と連携しながら新たに配属した統括所長、作業所長にて2・3期工事の工程作成を開始し、各期、地上解体工事からの各種工事について、改めて設計図書をもとに工法を検討のうえ、詳細工程を積み上げました。

その後、支店建築第二部や本社建築本部にて、詳細工程のチェック及びポイントとなる工程を検証した上で、全社的に労務や資機材の確保・調整を図り、各期詳細工程の精度を高め、必要期間を算定いたしました。

その結果、7月11日に2・3期工事とも、工期延伸が避けられないとの結論に至りました。

② 工程検証の体制

	役職名	役割
決定者	支店長	意思決定
審査者	建築部長	内容審査
支援体制	建築第二部長	工程検証責任者
	工事長	工程検証担当者
	支店建築部	工程検証内容チェック
	本社建築本部	工程検証責任者への助言
担当者	統括所長	工程作成責任者
	作業所長	工程作成副責任者

(2) 2・3期工事の工期延伸の原因について

工期延伸の原因は、①「引越し期間における作業制限の認識不足」、②「検査工程の認識不足」、③「応札時の施工計画の見誤り」です。

① 引越し期間における作業制限の認識不足について

2・3期工事ともに令和3年5月契約時点において、安全に配慮しつつ施工可能な一部の解体工事を引越し作業と並行して行う計画としていました。

しかしながら、今般の工程検証において、より安全性、確実性を高めるために、解体工事を引越し期間とラップさせない計画といたしました。

これにより2期工事で1.5ヶ月、3期工事で1.0ヶ月の延伸を要することが判明いたしました。

② 検査工程の認識不足について

2・3期工事ともに令和3年5月契約時点においては、行政検査（消防検査・東京都の仮使用検査）の開始後、約0.5ヶ月でお引渡しすることとしておりましたが、行政検査合格には1.0ヶ月程度必要であることに加え、その後の世田谷区経理課の検査及び是正期間1.0ヶ月を新たに見込むことで、それぞれ1.5ヶ月の延伸を要することが判明いたしました。

③ 応札時の施工計画・工程計画の見誤りについて

建築工事で工程表を作成するにあたっては、各作業の1日当たりの施工可能な仕事量を数値化した『歩掛り』が必要となります。

今回の検証において、応札時の工程作成では歩掛りから算出される作業員数や機械台数の見誤りなどが確認されたため、1期工事の実績を踏まえた工程の見直しなどを行いました。

➤ 2期東棟：次のとおり合計で3.5ヶ月の遅延が判明しました。

…解体工法を見直し、山留工事との同時施工を実施：▲0.5ヶ月

…地下躯体工事における鉄筋型枠工の歩掛り見直し：+2.0ヶ月

…地上躯体工事における詳細施工計画の結果：+1.5ヶ月

…外構工事におけるリングテラス等の施工手順の再検討：+0.5ヶ月

➤ 3期西棟：次のとおり合計で5.5ヶ月の遅延が判明しました。

…解体工法を見直し、山留工事との同時施工を実施：▲1.5ヶ月

…地下躯体工事における鉄筋型枠工の歩掛り見直し：+1.5ヶ月

…地上躯体工事における詳細施工計画の結果：+3.0ヶ月

…外装工事における屋上緑化工事の施工時期の見直し：+0.5ヶ月

…外構工事における西側スロープ躯体などの施工手順の再検討：+2.0ヶ月

3. 今後の工程管理等の体制及び方法について

(1) 作業所における組織体制・人員配置の見直しについて

作業所においては、今後徹底した工程管理・品質管理・安全管理を行うために、作業所職員の増員を図り、以下のとおり組織体制の強化を行います。(別紙「世田谷区本庁舎等整備工事 プロジェクト管理体制組織表」を参照)

- ① 各担当の役割と責任を明確にするため、統括所長の下、3名の作業所長を東棟・西棟担当、区民会館担当及び工務・品質管理担当として専属配置しました。
- ② 東棟、西棟、区民会館それぞれの副所長の下に担当工事毎に職員を増強し、各担当工事に注力する体制としました。また設備工事についても、職員を増強し、体制を強化しました。
- ③ 工事進捗状況に合わせて、適宜配属者を見直します。

(2) 本社・支店によるバックアップ体制について

今般の工期延伸を受け本社・支店のバックアップ体制を強化し、工程だけでなく安全、品質の面において支援と管理の徹底に努めて参ります。

(別紙「世田谷区本庁舎等整備工事 プロジェクト管理体制組織表」を参照)

本社側の役割において更に強化した点は、次の通りです。

- ① 建築本部プロジェクト・マネジメント部(全国の注力作業所の施工状況を視察等で確認しフォローする部署)による工程進捗確認を主目的としたパトロールを本工事については毎月実施します。
- ② 調達本部にて、今回の工期延伸に伴い新たに必要となる協力会社選定を全面的にバックアップし、協力会社選定による工期延伸が発生しないよう対応します。
- ③ 建築本部建築部安全・環境推進室による安全パトロールを本工事については毎月実施します。
- ④ 品質管理本部による品質パトロールを本工事については毎月実施します。
また、中間検査及び完成検査時に、品質管理状況を確認します。

支店側の役割において更に強化した点は、次の通りです。

- ① 支店長による作業所パトロールを毎月実施し、支店建築第二部、作業所に対して指導を行います。
- ② 新たに支店建築部長が支店建築第二部と作業所が情報共有し課題解決を行う会議体である運営委員会に参画します。
- ③ 新たに支店建築第二部(建築第二部長又は工事長)が総合定例会議に出席し、世田谷区様と情報共有を行い、作業所単独では解決できない課題については、本社・支店の関係部署と連携しながら対応します。

- ④ 技術的確認が必要な躯体から仕上の工事期間、支店技術部が本工事について毎月品質管理状況を確認します。

上記の施策により、本社及び支店内の関係部署と作業所との連携を強化し、問題を早期に解決いたします。

(3) 工程等の確認体制及び世田谷区様への報告について

工程等の確認体制と世田谷区様への報告については次の通りです。

- ① 経験豊富な社員を有する本社建築本部プロジェクト・マネジメント部、建築部安全・環境推進室、品質管理本部建築品質管理部は、各々の専門的観点に基づく作業所パトロールを実施し、工程進捗、安全、品質を確認し、運営委員に速やかに情報提供します。
- ② 支店建築部長及び建築第二部長は毎月の運営委員会において、詳細工程表をもとに工程進捗確認を実施すると同時に、各部署のパトロール結果も含めて支店長、本社建築本部と情報共有を行います。

上記(2)および(3)の取組み状況については、毎月の総合定例において世田谷区様へ書面にてご報告させていただきます。

(4) 詳細工程表から遅延が生じた場合の対応、工程検証体制及び手続きについて

作業所からの報告又は現場パトロール等により工程を回復させることが厳しいクリティカルパス上の遅れが確認された場合に、建築第二部長を工程遅延発生時対応責任者として、世田谷区様と共に「緊急工程対策会議」を立ち上げ、作業所が世田谷区様へ当該事象を直ちに報告の上で、工程検証及び遅延回復方策の検討を開始します。

なお、緊急工程対策会議の立ち上げ基準は、クリティカルパスでの遅れが残工期の5%以上の遅延が生じた際とします。(但し、工程の節目において、協議の上、基準を見直します。)

以 上